

## 公益財団法人日本ソフトボール協会 役員等報酬規程

### 第 1 条 (目的及び意義)

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）の定款第5章第18条及び定款第7号第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### 第 2 条 (定義等)

当規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。  
なお、報酬等は、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### 第 3 条 (報酬の支給)

当法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。支給する場合は、第4条を適用の上、別表1「常勤役員の報酬額」に基づき支給するものとする。

2 非常勤役員のうち、定款第25条第2項、第3項に定める代表理事および業務執行理事に対して、職務執行の対価として別表2「非常勤役員等の手当額」に基づき手当を支給することができる。手当額の決定については、評議員会において決定し、支給日および支給方法については、職務執行の都度、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 評議員は無報酬とする。

### 第 4 条 (報酬等の額の決定)

当法人の常勤役員の報酬額は評議員会で決定し、別表1「常勤役員の報酬額」に明確にし、各々の役員の報酬額は、報酬表のうちから評議員会において決定する。

### 第 5 条 (報酬の支給日)

報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

## 第 6 条 (報酬等の支給方法)

報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

## 第 7 条 (通勤費)

役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

## 第 8 条 (費用)

当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

## 第 9 条 (公表)

当法人は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## 第 10 条 (改 廃)

当規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

## 改訂履歴

平成 24 年 6 月 10 日	第 4 条 「理事会において決定」を「評議員会において決定」に変更
平成 30 年 2 月 25 日	第 3 条第 2 項 「非常勤役員は無報酬とする。」を「非常勤役員のうち、定款第 2 5 条第 2 項、第 3 項に定める代表理事および業務執行理事に対して、職務執行の対価として別表 2 「非常勤役員等の手当額」に基づき手当を支給することができる。手当額の決定については、評議員会において決定し、支給日および支給方法については、職務執行の都度、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。」に変更
平成 30 年 2 月 25 日	第 3 条第 1 項 「当法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。」に「支給する場合は、別表 1 「常勤役員の報酬額」に基づき支給するものとする。」を追加

平成 30 年 02 月 25 日 別表 2 の追加

平成 00 年 00 月 00 日 (第 00 条第 00 項 ○○○○○○○○の削除)

別表 1 常勤役員の報酬額

号 俸	月 額
1	100,000 円
2	200,000 円
3	300,000 円
4	400,000 円
5	500,000 円
6	600,000 円
7	700,000 円
8	800,000 円
9	900,000 円
10	1,000,000 円
11	1,100,000 円
12	1,200,000 円
13	1,300,000 円
14	1,400,000 円
15	1,500,000 円

別表 2 非常勤役員の手当額

号	手当額 (日額)	対象区分
1	10,000 円	会長、副会長、専務理事、常務理事